

入所・入園申込みのしおり

令和9年4月から令和10年3月までに利用開始を希望する方へ

■保育所・認定こども園のタイプの違い

保護者の方の就労状況やニーズにより、教育・保育の場が選択できます。

	保育所	認定こども園	
		保育所タイプ	幼稚園タイプ
対象年齢	0～5歳		3～5歳
入園条件	保育の必要性があること		なし
開園時間	7:30～19:00		
利用時間 (※)	7:30～18:30(保育標準時間)		8:00～14:00
	8:30～16:30(保育短時間)		
長期休業	なし		あり(一時預かり実施)

※公立の施設の場合です。私立については、それぞれお問い合わせください。

「保育標準時間」…月120時間以上就労している、妊娠中または産前産後である 等

「保育短時間」……月48～119時間就労している 等

保育の必要性とは

- 親の仕事(月48時間以上)
- 妊娠中や出産前後
- 家族の介護や看護
- 保護者の病気や障害 など

■申込から入所(園)までの流れ



1	10月1日～10月30日 (土・日・祝日を除く)	申請書類 配布	施設 またはこども課
2	10月12日～10月30日 (土・日・祝日を除く)	申請書類 提出	第1希望の施設 またはこども課
3	11月～12月下旬	利用調整	
4	12月下旬～1月上旬	入所(園)説明会(健康診断)案内	保護者宛郵送
5	1月	入所(園)説明会(健康診断)	4月入所児のみ参加
6	2月中旬～下旬	認定証・入所(園)承諾書等	保護者宛郵送
7	3月中旬～下旬	保育料等	保護者宛郵送

5月以降に入所(園)の方には、入園の前月までに入園説明会(健康診断)のご案内をします。

■認定申請が必要です

保育所や認定こども園を利用するためには、利用のための「認定」が必要です。

施設	認定	該当年齢
認定こども園	1号認定	3歳から5歳
保育所・認定こども園	2号認定	3歳から5歳
	3号認定	0歳から2歳

※該当年齢については令和9年4月1日時点の年齢です。

【例：2025年(令和7年)4月20日生まれの場合、1歳と考えます。】



■認定申請に必要な書類

	申請書類		1号	2・3号	該当する方
1	教育・保育給付認定申請書		○	○	全員(申込むお子さんごと)
2	個人番号 (マイナンバー) 申告書	※本人確認書類等が必要です。 ※別紙「給付認定の手続きには個人番号(マイナンバー)が必要です」をご覧ください。	○	○	全員(申込むお子さんごと) ※令和8年度から引き続き広域入所(園)を希望される方は不要です。
3	各種証明・申立書(注1) (保護者ごとに以下のいずれか)		—	2・3号	該当する方
保護者ごとにいずれか	3-1	就労(採用予定)証明書 (個人事業主も含む)(注2)	—	○ (注1)	就労している方
	3-2	出産・出産予定申立書	—	○ (注1)	妊娠又は出産された方
	3-3	疾病・障害等申立書	—	○ (注1)	疾病又は障害をお持ちの方
	3-4	在学証明書	—	○ (注1)	就学している方
	3-5	介護・看護等申立書	—	○ (注1)	同居又は長期入院等している親族の介護又は看護をしている方

(注1):各種証明・申立書類は令和9年4月1日時点で65歳未満(昭和37年4月2日以降生まれ)の方のみ提出してください。

(注2):個人事業主の方は就労証明書のほかに、営業許可証(写)、開業届(写)、直近の確定申告書(写)等の自営を証明するもののいずれかの提出が必要です。

※虐待やDVについてご心配の方は砺波市役所こども課にご相談ください。

保育所・認定こども園の入所(園)申込受付日一覧表

午前 9 時の受付開始時、受付終了前は混雑します。できるだけ避けてお越しください。

●2・3号認定をご希望の方

提出書類をそろえてお子さんと一緒にお越しください。
第1希望の施設の受付日にお越しください。
受付日に提出ができない方は、市役所こども課で受付します。

提出場所……第1希望の施設(下表の受付日のみ) または 市役所こども課
受 付 日……10月13日(火)～10月30日(金) ※土・日を除く
入園年齢……3歳～5歳

■保育所 受付時間…午前9時～正午

施設名		受付日	所在地	問い合わせ先
庄下保育所	公	10月14日(水)	矢木105	32-4147
東部保育所		10月14日(水)	秋元144-1	32-5250

■認定こども園 受付時間…午前9時～正午

施設名		受付日	所在地	問い合わせ先
南部認定こども園	公	10月13日(火)	鹿島153	32-3530
太田認定こども園	公	10月13日(火)	太田1439	32-3526
しょうがわ認定こども園	私	10月15日(木)	庄川町青島2402	55-6540
たかのす認定こども園	私	10月16日(金)	鷹栖1055-1	23-4244
ちゅうりっぷ認定こども園	私	10月19日(月)	太郎丸二丁目29-2	33-4478
認定こども園出町青葉幼稚園	私	10月19日(月)	寿町3-8	32-2848
庄東認定こども園	私	10月20日(火)	東保711	37-0005
あぶらでん認定こども園	私	10月21日(水)	三郎丸213-1	23-4455
北部認定こども園	公	10月22日(木)	林1086	32-9041
出町認定こども園	公	10月26日(月)	表町18-3	32-2679

●1号認定をご希望の方

受 付 日……10月13日(火)～10月30日(金) ※土・日を除く
受付時間……午前9時～正午
提出場所……第1希望の施設 または 市役所こども課
入園年齢……3歳～5歳

お問い合わせ先: 砺波市教育委員会こども課 こども保育係 TEL:0763-33-1596

令和 8 年度 利用者負担額徴収基準額表

(令和 8 年 9 月 1 日現在)

			1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
第 2	令和 8 年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
第 3		市町村民税所得割課税額 4 8, 6 0 0 円未満	0 円	0 円	0 円	1 1, 0 0 0 円	1 0, 8 0 0 円
第 4		市町村民税所得割課税額 9 7, 0 0 0 円未満	0 円	0 円	0 円	1 8, 4 0 0 円	1 8, 0 0 0 円
第 5		市町村民税所得割課税額 1 0 8, 0 0 0 円未満	0 円	0 円	0 円	2 1, 4 0 0 円	2 1, 0 0 0 円
第 6		市町村民税所得割課税額 1 6 9, 0 0 0 円未満	0 円	0 円	0 円	2 9, 0 0 0 円	2 8, 5 0 0 円
第 7		市町村民税所得割課税額 3 0 1, 0 0 0 円未満	0 円	0 円	0 円	3 3, 4 0 0 円	3 2, 8 0 0 円
第 8		市町村民税所得割課税額 3 9 7, 0 0 0 円未満	0 円	0 円	0 円	3 9, 3 0 0 円	3 8, 6 0 0 円
第 9		市町村民税所得割課税額 3 9 7, 0 0 0 円以上	0 円	0 円	0 円	4 4, 5 0 0 円	4 3, 7 0 0 円

- 1 園児の年齢区分は、学年制（令和 8 年 4 月 1 日現在の区分）によります。
- 2 「保育標準時間」とは 1 日当たりの保育の利用が 1 1 時間まで、「保育短時間」とは 1 日当たりの保育の利用が 8 時間までをいいます。
- 3 市町村民税課税額は、配当控除及び住宅取得控除、寄付金税額控除、外国税額控除等を適用する前の額になります。
- 4 原則、保護者の方の所得により保育料は算定しますが、保護者の方の所得が第 2 階層となる場合は、入園児童と同一世帯に属して生計を同一にしている家計の主宰者の課税状況に応じて算定します。
- 5 1 号認定・2 号認定の給食費は別途必要となります。
- 6 3 号認定の保育料には主食を含む給食費が含まれています。
- 7 2 号認定の利用者負担額は、満 3 歳に達する日以後最初の 3 月 3 1 日を経過した時からの適用となります。